

仁淀川改修期成同盟会 第三回要望活動 （四国地方整備局要望）

- 1, 日時：令和7年1月30日（木）15時00分～
- 2, 場所：高松サンプォート合同庁舎 13階 1036・1037会議室
- 3, 要望者：仁淀川改修期成同盟会 会長 池田 牧子（いの町長） 他
- 4, 要望先：国土交通省 四国地方整備局 豊口 佳之局長 他

四国地方整備局長 豊口 佳之 様へ要望書を手交



仁淀川における治水事業の推進につきましては、かねてよりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

治水事業は、国民の生命と財産を守る最も根幹的な事業であり、その重要性はいつの時代にあっても普遍であり、危機的な状況にあっても、「国家百年の計」として、国が責任を持って着実に執行しなければならない最重要課題であります。

当地方は全国屈指の台風常襲地帯に位置し、急峻な山岳地帯、脆弱な地質構造とも相まって、過去より幾度となく水害、土砂災害等により多くの生命財産が奪われています。近年においても、いの町宇治川流域・日高村日下川流域では、平成26年8月の台風12号及び台風11号に伴う集中豪雨により床上床下浸水等、広範囲において甚大な浸水被害となり、両箇所ともに「床上浸水対策特別緊急事業」により対策いただいたところですが、仁淀川流域の治水安全度は依然として低く、安全で安心な生活には程遠いものとなっています。

また、昭和50年に仁淀川を襲った台風5号による未曾有の激甚災害がいつ再来するかもしれぬ状況にあります。

更に、最近の集中豪雨の多発等に鑑みれば、四国内の各地で甚大な浸水被害、土砂災害が発生した「平成30年7月豪雨」や千曲川、阿武隈川など関東・東北地方を中心に合計140箇所の堤防決壊により甚大な被害が発生した「令和元年東日本台風」など、従来の想定を超えるような記録的豪雨が多発しており、仁淀川流域においても気候変動の影響等による洪水被害の激甚化が懸念されます。

また、平成24年8月に内閣府から公表された最大クラスの津波高を目の当たりにして住民は強い不安を抱いております。平成23年3月11日に発生した東日本大震災や令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、大震災からの復旧・復興に

あたり、被災地への応援派遣をはじめ、全ての地方整備局や事務所等の出先機関が本省と一体となって重要な役割を担っています。今後も国土交通省の地方整備局や事務所等で国民の生命や財産を守るために更なる機能の強化を図るようお願い致します。

このような気候変動により水害が頻発化・激甚化している状況に鑑みれば、国民の命と暮らしを守るためには、仁淀川流域の極めて厳しい自然条件と、全国に比べて進行している高齢化なども踏まえ、施設能力を超過する洪水が発生することも前提に、あらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む持続可能な治水対策「流域治水」の加速化・深化が必要です。

自然災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守るとは、流域住民の生活及び生産活動の安定・活性化のために極めて重要であり、国が果たすべき責務であると考えます。

仁淀川流域では、令和2年8月に「仁淀川流域治水協議会」を設立し、何としても住民の生命を守るため、「氾濫を減らす」、「備えて住む」、「安全に逃げる」という3方策について検討を進めており、雨水貯留施設や浸水防止壁の設置などのハード対策に加え、氾濫時の住民の安全を確保するためのソフト対策を強力に推進しているところです。

また、令和5年8月には、気候変動の影響により河川流量が増加した場合においても目標とする治水安全度を確保するため、河川区域、集水域及び氾濫域での追加の対策をとりまとめた「仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0」が策定され、令和6年9月には仁淀川水系河川整備計画が変更されました。

つきましては、河川管理者である国においても、仁淀川流域の実情を十分ご賢察いただき、治水安全度の向上のため仁淀川の河川整備が着実に推進されますよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 全国で甚大な災害が頻発している現状に鑑み、国の治水事業等関係費について、通常予算と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算をそれぞれ近年と同等以上に確保すること。また、対策期間終了後も計画的に事業を推進するため、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を早期に策定するとともに、将来に亘る必要な予算額を明確にしたうえで、中長期的に継続して5か年加速化対策と同規模以上の予算を確保し、更なる事前防災対策の加速化に取り組むこと
2. 国土強靱化や災害対応、流域治水の推進などの面で、地方整備局及び各事務所は重要な役割を担っていることから、職員の増強など、組織体制を充実・強化すること。また、大規模な災害が発生した際に被災地の早期復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、緊急時情報連絡員（リエゾン）の派遣や排水ポンプ車の拡充等による支援体制を一層強化すること
3. 迫りくる気候変動の脅威に備え「何としても住民の生命を守る」という観点からとりまとめられた「仁淀川水系における流域治水の推進方針」及び気候変動の影響による河川流量の増加に対応した河川区域、集水域、氾濫域での追加の対策をとりまとめた「仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0」、令和6年9月に変更された河川整備計画を踏まえ、抜本的な治水対策を推進すること
4. 仁淀川水系における流域治水の推進方針及び仁淀川水系流域治水プロジェクト2.0に基づき、「安全に逃げる」ための避難路検討や、「備えて住む」ための居住誘導区域設定に向けた検討は、高知県及び自治体等が中心となり推進していくが、「氾濫を減らす」対策については、河川管理者による抜本的な治水対策が重要であるため、以下5点を推進すること

- 4－1．仁淀川本川の洪水処理能力向上のため、流下能力の低い箇所解消に向け環境・景観を保持しつつ、河道掘削等を強力に推進すること
- 4－2．洪水処理能力の更なる向上にあたっては、八田堰改良も必要になることから、利水機能を確実に保持することはもちろんのこと、自然環境や景観を損なわない改良工法について技術的検討を行うこと
- 4－3．堤防の決壊等で浸水被害が甚大となる地域については、自治体により避難場所の確保や浸水想定区域を踏まえた立地適正化計画の策定等のソフト対策を推進しているため、河川管理者においても、ハード対策として仁淀川重要水防箇所の「侵食対策」や「伊野堤防の強靱化」を推進すること
- 4－4．既設の上流ダムによる治水容量の更なる確保に向けた運用の見直しやダム再生等も含めた洪水調節機能強化及び新規遊水地などの技術的検討を進めること
- 4－5．流域住民の安全・安心の確保と迅速・的確な水防活動に資するため、河川防災ステーションの整備を行うこと。その際、関係自治体と連携し、地域活性化や賑わいの創出が期待される MIZBE ステーションとして整備することも検討すること
- 5．流域治水を推進するためには、流域のあらゆる関係者が主体となってそれぞれの取組を推進するとともに連携を行う必要があることから、雨水排水ポンプや雨水浸透貯留施設の整備などの流域対策の実施に向けて国においても技術的及び財政的な支援を行うこと
- 6．家屋の浸水被害を現状より拡大させないため、浸水する田んぼなどの遊水機能を確保するための方策（土地利用規制等）の検討や特定都市河川の指定、流域水害対策計画の策定にあたって技術的支援を行うこと

7. 堤防等河川管理施設の維持管理水準を確保するとともに、洪水の流下に支障となっている河川内樹木及び堆積土砂を適正に除去すること
8. 大渡ダムを適正な維持管理水準に保ち、確実な運用が図れるよう、体制の確保や施設の点検・整備等に努めるとともに、貯水池斜面の地すべりについても必要な対策を実施すること
9. 3市町村（土佐市、いの町、日高村）共通の「鎌田井筋溢水対策」については、雨水貯留や浸水防止壁など浸水被害軽減に向けた自治体独自の対策に取り組んでおり、引き続き、国においても、排水機場の整備を推進すること
10. 気候変動による渇水の増加が懸念されていることから、既存ダムの利水・環境面の機能向上を図るための運用の見直しや技術的検討を推進すること
11. 仁淀川流域の「顔」となる水辺空間の形成のため、波川地区かわまちづくりの推進を図るとともに、貴重な動植物の生息環境や、景観などに配慮すること
12. 新日下川放水路や大渡ダムなど、流域内のインフラ施設を活用したインフラツーリズムの推進に向けて必要な協力を行うこと
13. 高知県が実施する仁淀川本川上流区間及び柳瀬川、日下川・長竹川、宇治川、波介川等の仁淀川支川における治水対策について、確実に推進されるよう国として必要な支援を行うこと

令和7年1月30日
仁淀川改修期成同盟会